

1. 製品及び会社概要

- 1.1 製品名**
松風ポアレジンは 接着助材
- 1.2 会社名**
株式会社 松風
- 1.3 住所**
京都市東山区福稲上高松町 1 1
- 1.4 担当部門**
技術部品質保証課
- 1.5 担当者**
品質保証課長
- 1.6 電話番号**
075-561-1112
- 1.7 FAX 番号**
075-561-2272

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

人健康有害性

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 急性毒性（経口） | 区分 4 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 区分 2 |
| 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 | 区分 2A |
| 発がん性 | 区分 2 |
| 生殖毒性 | 区分 1B |
| 特定標的臓器毒性（単回暴露） | 区分 1（中枢神経系、呼吸器系） 区分 3（麻酔作用） |
| 特定標的臓器毒性（反復暴露） | 区分 1（中枢神経系、肝臓） |

環境有害性

| | |
|-------------|------|
| 水性環境有害性（急性） | 区分 3 |
|-------------|------|

記載のないものは分類対象外又は分類できない。

GHS ラベル要素



注意喚起語

危険

危険有害情報

飲み込むと有害（経口）
皮膚刺激
強い眼刺激
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
臓器の障害（中枢神経系、呼吸器系）
眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（中枢神経系、肝臓）

注意書き

水生生物に有害

[安全対策]

使用前に添付文書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入しないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

取扱い後は手をよく洗うこと。

容器を密閉しておくこと。

[応急措置]

眼に入った場合、直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。

眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当を受けること。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗浄すること。

刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。

飲み込んだ場合、清浄な水で口の中を洗浄する。直ちに医師の診察を受けること。

[保管]

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。

[廃棄]

内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

国・地域情報

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

3. 組成及び成分情報

3.1 単一製品・混合物の区別

混合物

3.2 成分及び含有量

ジクロロメタン ≒ 100 %

その他

3.3 官報公示整理番号（化審法） 2-36

3.4 CAS No. 75-09-2

4. 応急措置

4.1 眼に入った場合

直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。直ちに眼科医の診察を受けること。

4.2 皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗浄すること。刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。

4.3 吸入した場合

新鮮な空気のところを体をも布等で保温して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けること。

4.4 飲み込んだ場合

清浄な水で口の中を洗浄する。直ちに医師の診察を受けること。

5. 火災時の措置

5.1 消火剤

粉末消火剤、炭酸ガス消火剤、耐アルコール泡消火剤、乾燥砂

5.2 特定の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

5.3 消火を行う者の保護（保護具等）

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。

6. 漏出時の措置

6.1 人体に対する注意事項

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

6.3 除去方法

おがくず、ウェス、砂等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。

6.4 二次災害の防止

着火源を取り除くと共に換気を行う。

7. 取り扱い及び保管上の注意

7.1 取り扱い

吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れないよう注意し、局所排気の十分な場所で適切な保護具（保護眼鏡、護手袋（耐油性）等）を着用すること。

7.2 保管

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。有機過酸化物と同一場所に保管しないこと。

8. 暴露防止及び保護措置

8.1 設備対策

局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等

8.2 環境濃度

ジクロロメタン 50 ppm

8.3 許容濃度

ジクロロメタン

| | | |
|-----------------------|---------|-----------------------|
| 日本産業衛生学会(2016年版) | 50 ppm | 170 mg/m ³ |
| 最大許容濃度 | 100 ppm | 340 mg/m ³ |
| ACGIH(2016年版) TLV-TWA | 50 ppm | |

8.4 保護具

保護マスク、保護手袋、保護眼鏡

9. 物理的及び化学的性質

9.1 外観等

無色透明液体

9.2 臭い

特異臭あり

9.3 pH

データなし

| | |
|---------------------|-----------------|
| 9.4 融点・凝固点 | データなし |
| 9.5 沸点、初留点および沸騰範囲 | ≒ 40 °C |
| 9.6 引火点 | 空気中ではほとんど引火しない。 |
| 9.7 燃焼または爆発範囲の上限・下限 | データなし |
| 9.8 蒸気圧 | データなし |
| 9.9 比重又は嵩比重 | 1.3 |
| 9.10 溶解度 | 1.3 g/100ml |
| 9.11 η-オクタノール/水分配係数 | データなし |
| 9.12 自然発火温度 | データなし |
| 9.13 分解温度 | データなし |

10. 安定性及び反応性

10.1 安定性

通常条件では安定。

10.2 反応性

加熱や燃焼により分解し、有毒ガスを生成する。強酸化剤、強塩基、アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ナトリウム、カルシウムなどの金属等と激しく反応し、火災や爆発を引き起こす恐れがある。

11. 有害情報

11.1 急性毒性

飲み込むと有害（経口）

ジクロロメタン；

経口 ラット LD50 1600 mg/kg

吸入（蒸気） ラット LC50 15263 ppm（6時間）

11.2 皮膚腐食性・刺激性

皮膚刺激

11.3 眼に対する重篤な損傷・刺激性

強い眼刺激

11.4 呼吸器感作性または皮膚感作性

データなし

11.5 生殖細胞変異原性

データなし

11.6 発がん性

発がんのおそれの疑い

ジクロロメタン；

NTP (2005) R

IARC (1999) Group 2B

ACGIH(2001) A3

EPA(1993) B2

11.7 生殖毒性

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

11.8 特定標的臓器毒性（単回暴露）

臓器の障害（中枢神経系、呼吸器系）

眠気又はめまいのおそれ

11.9 特性標的臓器毒性（反復暴露）

長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害
（中枢神経系、肝臓）

11.10 吸引性呼吸器有害性

データなし

12. 環境影響性

12.1 分解性

微生物などによる分解性はない。

12.2 蓄積性

魚介類の体内において、蓄積性がない、あるいは低いと判断される物質。

12.3 魚毒性

水生生物に対して有害である。



安全データシート

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。

14. 輸送上の注意

14.1 注意事項

火気厳禁で取り扱うこと。

14.2 国連番号・国連分類

番号： 1593

クラス： 6.1

包装等級： III

適切な積荷名称： Dichloromethane

15. 適用法令

15.1 消防法

非該当

15.2 労働安全衛生法

ジクロロメタン

名称等を表示すべき有害物（法第 57 条、施行令第 18 条）

名称等を通知すべき有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）（政令番号 第 257 号）

第 2 種有機溶剤（施行令別表 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号）

健康障害防止指針公表物質（法第 28 条第 3 項・厚労省指針公示）

変異原性が認められた既存化学物質（法第 57 条の 5、労働基準局長通達）

特定化学物質第 2 類、特別有機溶剤等

作業環境評価基準（法第 65 条の 2 第 1 項）

15.3 化学物質管理促進法

ジクロロメタン

第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1）（政令番号：186）

15.4 労働基準法

ジクロロメタン

疾病化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号）

15.5 化審法

ジクロロメタン

優先評価視化学物質（法第 2 条第 5 項）

16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

＊）本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。